

## 意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 殿

〒105-7444

とうきょうとみなとくひがしんばし

東京都港区東新橋1-6-1

にほんてれいほうそうもうかぶしきがいしゃ

日本テレビ放送網株式会社

とりしまりやく しつこうやくいん くろさき ただお

取締役 執行役員 黒崎忠男

TEL: [REDACTED]

e-mail: [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、以下のとおり意見を提出します。

1. 現行電波利用料を、電波の経済的価値を勘案した電波使用料として捉えるとの考え方に関しては、電波利用による国民生活への寄与の度合いや公共性なども勘案すべきであり、全ての無線局に共通する公平な評価基準の作成が困難なことからその導入には慎重を期すべきである。  
特に、算定基準として逼迫した地域に対する指標の導入は、移動局の問題などがあり望ましくないと考える。
2. 電波有効利用のための未利用周波数領域の技術開発などは、国民の共有財産である電波の新規開拓であり、電波利用料の用途の範囲を超えるものと考えられ、国費で充当されるべきである。
3. 電波利用料は、現行の電波利用共益費としての性格を維持し、電波を利用する者から等しく（同額ということではなく）徴収すべきものである。  
特に、今後拡大が予想される専用帯域を使用する免許不要局は、「積極的な電波監視や周波数逼迫対策業務などの共益事務の実施と電波利用環境の整備の必要性」を考慮し、電波利用料を徴収すべきである。

以上